

新潟県公安委員会規則第9号

新潟県警察職員の定員の部内配分に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月29日

新潟県公安委員会

委員長 山田 知治

新潟県警察職員の定員の部内配分に関する規則の一部を改正する規則

新潟県警察職員の定員の部内配分に関する規則（昭和58年新潟県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

	警 察 官					警察官以外 の職員	合 計
	警 視	警 部	警部補（巡 査部長を 含む。）	巡 査	小 計		
警察本部	75	131	786	223	1,215	450	1,665
警察学校	1	2	16	2	21	3	24
警察署	57	152	1,641	978	2,828	134	2,962
初任科生				150	150		150
合 計	133	285	2,443	1,353	4,214	587	4,801

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。